

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉系高校修学資金貸与要綱

(目的)

第1条 福祉系高校修学資金（以下「修学資金」という。）は、石川県内（以下「県内」という。）の福祉系高校に在学する者であって当該福祉系高校を卒業後、県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し、社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が修学資金を貸与することにより、本県の介護サービスの質の向上及び質の高い介護人材の確保並びに定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉系高校」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校教育法における高等学校のことをいう。

2 この要綱において「返還免除対象業務」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所における介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。）である者の業務をいう。

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者で、本会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者とする。

(1) 県内に所在する福祉系高校に在学する者

(2) 貸与申請日時時点で日本国内に住民登録をしている者であって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者

(3) 次のいずれかに該当し、家庭の経済状況等から貸与が必要と認められる者

① 学業成績が優秀と認められる者

② 卒業後中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 第1項にも関わらず既に他の同種の資金の貸与及び給付を受けている者は、この修学資金の貸与を受けることができないものとする。

3 第4条第2項第3号に定める国家試験受験対策費用の貸与を受けることができる者は、令和3年度以降に福祉系高校を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者とする。

(修学資金の貸与期間、貸与額及び利子)

第4条 貸与期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

なお、当該在学期間は原則として正規の修学時間とするが、病気等の真にやむを得ないと理事長が認める事由により留年した期間中においては、これに含めるものとする。

2 貸与額の上限は、次の(1)から(4)の合算額以内とする。

なお、(1)から(4)については授業料、入学金に充当することはできない。

(1) 修学準備金 入学時の貸与に限り 30,000 円以内

介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備にかかる経費

(2) 介護実習費 1年度当たり 30,000 円以内

介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等

(3) 国家試験受験対策費用 1年度当たり 40,000 円以内

福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費

(4) 就職準備金 卒業時の貸与に限り 200,000 円以内

福祉系高校を卒業後、返還免除対象業務に従事する介護職員等として就職する際に必要な経費

3 利子は、無利子とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸与申請書(第1号様式)に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 推薦書(第2号様式)

(2) 個人情報の取扱同意書

(3) 住民票(申請者及び連帯保証人のもの)

(4) 成績証明書(高校2年次以降に貸与申請する場合のみ必要)

(5) 所得証明書(申請者と生計を一にする者及び連帯保証人のもの)

(6) その他理事長が求める書類

2 申請者が未成年である場合は、申請にあたっては、親権者等の法定代理人の同意を得なければならない。また、申請者が未成年の外国人留学生で、法定代理人が海外居住者の場合、法定代理人とは別に返済債務を負担することができる資力を有する連帯保証人を立てなければならない。

3 申請者は、貸与申請後に貸与を受ける意思がなくなったときは、理事長に貸与休止・再開・辞退届(第4号様式)を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、成年で、申請者の債務を負担する資力を有する者であって、原則とし

て県内に住民登録を有する者でなければならない。

- 3 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、当該法定代理人が返還債務を負担することができる資力を有する者でない場合は、当該法定代理人とは別に返還債務を負担することができる資力を有する連帯保証人を立てなければならない。
- 4 連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の決定等）

第7条 理事長は、本会の予算の範囲内で修学資金の貸与を行うものとする。

- 2 理事長は、修学資金の貸与を行うこと又は貸与を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 修学資金の貸与決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、貸与決定後に貸与を辞退する場合は、貸与休止・再開・辞退届（第4号様式）を理事長に届出なければならない。

（契約の締結）

第8条 貸与決定者は、理事長と金銭消費貸借契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

- 2 貸与決定者は、貸与契約をするにあたっては、金銭消費貸借契約書に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。
 - (1) 貸与決定者（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (2) 振込口座（変更）届出書（第5号様式）
- 3 契約が複数年にわたる場合は、借受人は、各年4月に当該年度の在学証明書及び成績証明書を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、貸与額、貸与期間等の変更などの貸与契約の内容を変更する必要があるときは、借受人と契約変更を締結するものとする。
- 5 前項の規定により変更契約を締結するときは、借受人は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 変更契約書
 - (2) 貸与決定者（未成年の場合を除く。）、連帯保証人及び法定代理人（借受人が未成年の場合に限る。）の印鑑登録証明書

（修学資金の貸与）

第9条 修学資金は、当該年度に1回貸与するものとする。ただし、卒業年度に限り年2回貸与するものとする。

（契約の解除及び貸与の休止）

第10条 理事長は、貸与期間中に借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき

は、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき
- (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

2 理事長は、借受人が修学資金の貸与期間中に貸与休止・再開・辞退届（第4号様式）により貸与契約の解除を届出たときは、その契約を解除するものとする。

3 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度の修学資金の貸与を行わないものとする。

（返還債務の当然免除及び免除の申請）

第11条 理事長は修学資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除する。

(1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下「返還免除対象期間」という。）の間引き続き、これらの業務に従事したとき

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなったとき

2 前項第1号の規定にかかわらず、法人における人事異動により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事することになったときは、当該業務従事期間については、県内で従事したものとみなす。

3 第1項第1号に規定する返還免除対象期間の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする。

4 介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町、施設等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

5 返還免除対象業務に従事後、次の各号のいずれかの事由により県内において返還免除対象業務に従事できない期間が生じたときは、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、第1項第1号に規定する返還免除対象業務に従事する期間には算入しないものとし、返還免除対象業務に従事しているものとみなす期間は通算して5年間を限度とする。

(1) 法人における人事異動により、借受人の意思によらず、返還免除対象業務以外に従事することとなったとき

(2) 他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由による休業

6 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、理事長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本要綱における「福祉系高校を卒業した日」を「国家試験に合格した日」に読み替えるものとする。

ただし、本運用については、第12条における読み替えの適用は除くものとする。

7 第1項に規定する返還債務の当然免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第6号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

8 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（返還）

第12条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するとき（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に理事長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 貸与契約が解除されたとき

(2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録しなかったとき

(3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録したが、県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき

なお、「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連盟通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から返還免除対象業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、修学資金貸与の返還に充てるための福祉系高校修学資金返還充当資金（以下「返還充当資金」という。）を貸与することができるものとする。返還充当資金の貸与方法等については、本会が要綱を別途定めるものとする

(4) 返還免除対象業務に従事していた事業所等を退職し、災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由によらず、3か月を超えて、県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき

(5) 業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由による心身の故障のため、生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなったと認められるとき

(6) 借受人として、第3項及び第13条第5項、第15条第1項から第9項の届出等の義務を果たさなかったとき

(7) 借受人の責による事由により免職されたとき

(8) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき

(9) その他修学資金の目的を達成することができなくなったと認められるとき

- 2 第1項第5号を除く同項各号の事由により修学資金を返還しなければならない者は、その事由が発生した日から速やかに返還届（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が当該借受人に返還届の提出を求めても提出されない場合は、理事長は返還届の提出を待たず、返還計画を作成するものとする。
- 3 理事長は、前項による返還に係る金額及び返還方法について、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。

（返還債務の履行猶予）

第13条 理事長は、修学資金の借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸与契約を解除された後も引き続き貸与決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき
- (2) 貸与決定時に在学していた福祉系高校を卒業後、引き続き大学、専門学校等（以下「大学等」という）に進学（この場合、介護福祉士登録簿の登録の有無は問わない。）し、修学しているとき
なお、大学等を卒業後に、第11条、第12条における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えるものとする
- (3) 県内において返還免除対象業務に従事しているとき
- (4) 介護福祉士資格取得者が返還免除対象業務に従事できなかったときであって、福祉系高校を卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用されたが、今後、返還免除対象業務に従事する意思があるとき。ただし、福祉系高校を卒業した日から2年以内を限度とする。
- (5) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるため、県内において返還免除対象業務に従事することができないとき（ただし、その事由の消滅後、県内で返還免除対象業務に従事できる見込みがあるときに限る。）

- 2 前項に規定する返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 3 第1項第3号の事由により、返還猶予を受けている者は、2年目以降は、前項の規定にかかわらず返還免除対象業務従事証明書（第9号様式）を提出することで、返還猶予申請書の提出があつたものとみなす。
- 4 理事長は、第2項及び第3項の規定による猶予の申請があつたときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。
- 5 第1項の返還猶予の事由が中断又は消滅し、3か月以内に返還免除対象業務に従事しないときは、借受人は返還届（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

（返還の債務の裁量免除）

第14条 理事長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、職権又は借受人もしくは連帯保証人からの申請により修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）

に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 借受人が業務外の事由による死亡し、又は業務外の事由に起因する心身の故障のために貸与を受けた修学資金を返還することができなくなり、かつ、連帯保証人等に返還できない真にやむを得ない事由があるとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められ、かつ、連帯保証人等に返還できない真にやむを得ない事由がある場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 県内において修学資金の貸与を受けた期間以上返還免除対象業務に従事したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- 2 前項の一部免除に該当するときの裁量免除の額は、返還免除対象業務に従事した月数（30日に満たない日数は1か月から切り捨てて換算し、この月数が複数ある場合は合算する）を、修学資金の貸付を受けた月数の2分の3に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
 - 3 第1項に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第6号様式）に返還免除対象業務従事証明書（第9号様式）又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の申請に係る返還債務の裁量免除について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。
 - 5 第1項の規定による一部免除後に返還債務があるときは、一部免除が決定した日が属する月の翌月より残りの修学資金の返還を再開するものとする。その場合、原則として当初の返済計画で定められた金額を返還していくものとする。

（連帯保証人の変更）

- 第15条 連帯保証人が死亡、破産、又は国外へ転居したときは、借受人は連帯保証人を変更しなければならない。
- 2 理事長が真にやむを得ない事由があると認める場合、借受人は第1項の理由によらず、連帯保証人を変更することができる。
 - 3 借受人が連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更申請書（第12号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に届け出なければならない。
 - (1) 連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し（連帯保証申請書に記載の現居住地と一致したもの）
 - (2) 連帯保証人に所得があることを証明する書類の写し
 - 4 理事長は、前項の申請に係る連帯保証人の変更の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び変更後の連帯保証人へ連帯保証人変更申請書（第12号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。
 - 5 第1項の規定に該当しているにも関わらず、借受人が新たな連帯保証人を立てないとき、理事長は一括で修学資金の返還を求めることができるものとする。ただし、借受人

が返還免除対象業務に従事しているときは返還を求めない。

(届出義務)

第16条 契約締結後、借受人は、この要綱に定める届出及び申請を遅延なく行わなければならない。ただし、借受人が届出及び申請を行うことができない場合は、次の者が行うものとする。

(1) 借受人が心身の故障等により提出できないとき

連帯保証人又は借受人から委任を受けた者

(2) 借受人が死亡したとき

連帯保証人又は相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者）

2 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、貸付休止・再開・辞退届（第4号様式）を理事長に届出なければならない。

(1) 借受人が休学し、退学し、復学し、転学し、進路変更したとき

(2) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき

(3) 借受人が留年したとき

(4) 修学資金の貸与を辞退し、又は契約解除するとき

3 借受人は、在学する福祉系高校を卒業したときは、卒業届（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

4 借受人が、県内において返還免除対象業務に従事したときは返還免除対象業務従事証明書（第9号様式）を提出しなければならない。

5 借受人が、返還免除対象業務従事先を変更したときは、変更前と変更後の従事先の返還免除対象業務従事証明書（第9号様式）を提出しなければならない。

6 理事長が返還免除対象業務に従事しているか確認するために借受人に照会を行ったときは、借受人等は、返還免除対象業務従事証明書（第9号様式）により回答しなければならない。

7 借受人は、借受人又は連帯保証人の住所、氏名その他の重要な事項に変更があったときは、変更届（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

8 借受人が、死亡したときは、当該借受人の相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者）は、借受人死亡届（第13号様式）に事実を証明する書面をそえてその旨を理事長に届出なければならない。

9 借受人は、修学資金の振込口座が変更となったときには、振込口座（変更）届出書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

10 第1項から前項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(延滞利子)

第17条 理事長は、借受人及び連帯保証人ともに正当な理由がなく、修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から

返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項の規定による延滞利子の計算につき同項に定める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。なお、借受人が返還すべき期限を過ぎて返還の債務の額を払込みした場合は、払込額が元金（貸与総額）、延滞利子の合計額に満たないときの充当順位は、元金、延滞利子の順とする。
- 3 理事長は、利用者に真にやむを得ない事情があるときは、利用者の提出する延滞利子支払免除申請書（第 11 号様式）に基づき延滞利子を免除することができる。
- 4 理事長は、前項において、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

（合意裁判所）

第 18 条 理事長と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じたときは本会所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めのないものについては、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」の実施について」（令和 3 年 5 月 7 日社援基発 0507 第 1 号）の別紙 1 に定める「福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱」によるほか、国及び県と協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

【返還免除対象業務】

訪問介護事業所

訪問入浴事業所（介護予防含む。）

通所介護事業所

第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施する事業所

通所リハビリテーション事業所（介護予防含む。）

短期入所生活介護事業所（介護予防含む。）

短期入所療養介護事業所（介護予防含む。）

特定施設入居者生活介護（介護予防含む。）

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護療養型医療施設

介護医療院

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

夜間対応型訪問介護事業所

認知症対応型通所介護事業所（介護予防含む。）

小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防含む。）

認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防含む。）

地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

地域密着型老人福祉施設入所者生活介護事業所

複合型サービス事業所

地域密着型通所介護事業所